

〔注〕平成10年2月から改正経過を注記した。

改正

昭和61年12月6日門真市規則第35号

平成3年3月30日門真市規則第6号

平成5年3月22日門真市規則第5号

平成10年2月6日門真市規則第3号

平成18年3月28日門真市規則第9号

平成19年11月21日門真市規則第56号

平成24年8月31日門真市規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市自転車等の放置防止に関する条例（昭和61年門真市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「店舗等面積」とは、大型店舗等が直接営業の用に供する床面積に、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、サービス施設、承り所、物品加工修理場、一般応接室、ロビー等の床面積を加えた床面積をいう。

(大型店舗等)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1のア欄の一の用途に供する施設（以下「単一用途施設」という。）で、当該用途に応じ同表のイ欄の規模に該当するもの
- (2) 別表第1のア欄の二以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）で、当該用途ごとに、それぞれ同表のウ欄により算定した自転車置場の規模の合計が20台以上となるもの

(新築の場合の自転車置場の設置基準)

第4条 条例第9条の規定により大型店舗等を新築しようとする者が設置しなければならない自転車置場の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- (1) 単一用途施設 別表第1のア欄の用途に応じ同表のウ欄により算定した規模

(2) 混合用途施設 別表第1のア欄の用途ごとに、それぞれ同表のウ欄により算定した規模を合計した規模

第5条 店舗等面積が5,000平方メートルを超える大型店舗等を新築しようとする者が設置しなければならない自転車置場の基準は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

(1) 単一用途施設 店舗等面積が5,000平方メートルまでの部分について別表第1のウ欄により算定した規模に、店舗等面積が5,000平方メートルを超える部分について同表のウ欄により算定した規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模

(2) 混合用途施設 店舗等面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗等面積が5,000平方メートルに占める割合と、店舗等面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、前号の算定の例により算定した規模

(増築の場合の自転車置場の設置基準)

第6条 条例第9条の規定により大型店舗等について次の各号に掲げる増築をしようとする者が設置しなければならない自転車置場の基準は、当該増築後の施設（当該施設のうち、条例の施行の日前に建築された部分（条例附則第2項の規定に該当するものを含む。）を除く。）を全て新築したものとみなして前2条の規定により算定した規模から、条例の施行の日以後に設置された自転車置場（条例附則第2項の規定に該当する新築又は増築により設置されている自転車置場を除く。）の規模を控除した規模とする。

(1) 単一用途施設についての別表第1のイ欄の規模となる増築又は単一用途施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設の用途ごとに、それぞれ別表第1のウ欄により算定した自転車置場の規模の合計が20台以上となる増築
一部改正〔平成24年門真市規則56号〕

(自転車置場の設置の届出)

第7条 条例第10条の規定により届け出なければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 大型店舗等の名称、所在地、用途、店舗等面積、従業員数、来客予定数及び開店予定日

(3) 自転車置場の所在地、規模、構造、設備及び供用開始予定日

(4) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項に規定する事項の届出は、当該大型店舗等に係る建築確認の申請（建築基準法（昭和25年

法律第201号)第6条に規定する申請をいう。)の前に、自転車置場設置・変更届出書(様式第1号)正副各1通に別表第2に掲げる図書各2通を添付して行わなければならない。

一部改正〔平成24年門真市規則56号〕

(身分証明書)

第8条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第2号)によるものとする。

(勧告書)

第9条 条例第13条第2項の措置を勧告する書面は、勧告書(様式第3号)によるものとする。

(氏名等の公表)

第10条 条例第14条の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を告示するとともに、広報紙等に掲載することにより行う。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 公表の理由

一部改正〔平成24年門真市規則56号〕

(放置禁止区域の表示)

第11条 市長は、条例第15条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その区域内で公衆の見やすい場所に、放置禁止区域であることを表示する路面標示(様式第4号)又は標識(様式第5号)を設置するものとする。

(自転車等の放置に関する特例)

第12条 条例第17条ただし書に規定する市長が特に必要と認めた場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共性又は公益性の高い業務に従事中であり、かつ、やむを得ない場合
- (2) 社会慣習上その他これに類する特別の理由がある場合
- (3) その他市長が特別の事由があると認めた場合

(移送上必要な処分)

第12条の2 市長は、条例第18条若しくは第19条第2項若しくは第3項又は門真市有料自転車駐車場条例(平成9年門真市条例第4号)第16条第2項の規定により自転車等を移送する場合において、自転車等がガードレールその他の工作物にチェーン、ワイヤー等(以下「チェーン等」という。)により係留されているため移送することが困難であるときは、当該自転車等の利用者等の承諾を得ることなくチェーン等の切断その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該自転車等の利用者等に損害が生じて、門真市はその責めを負わない。

追加〔平成24年門真市規則56号〕

(保管の告示)

第13条 条例第21条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 移送した理由
- (2) 移送した区域
- (3) 移送した日
- (4) 保管場所
- (5) 保管期間
- (6) 返還日時
- (7) 返還を受けるための必要な手続
- (8) その他の必要事項

2 前項第5号の保管期間は、告示の日から起算して60日とする。

一部改正〔平成24年門真市規則56号〕

(引取り通知)

第14条 条例第21条第2項に規定する引取りの通知は、自転車等引取通知書(様式第6号)によるものとする。

(返還申請)

第15条 条例第21条の規定により保管している自転車等の利用者等が当該自転車等の返還を受けようとするときは、自転車等返還申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、本人であることを証明する書類の提示を求めることができる。

一部改正〔平成24年門真市規則56号〕

(移送及び保管費用の額)

第16条 条例第22条第2項の規則で定める移送及び保管に要した費用の額は、自転車については2,000円、原動機付自転車については3,000円とする。

一部改正〔平成19年門真市規則56号〕

(細目)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月 6 日門真市規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月30日門真市規則第 6 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月22日門真市規則第 5 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 2 月 6 日門真市規則第 3 号）

この規則は、平成10年 2 月10日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日門真市規則第 9 号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年11月21日門真市規則第56号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の門真市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第16条の規定は、この規則の施行の日以後に移送し、保管する自転車等について適用し、同日前に移送し、保管した自転車等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 8 月31日門真市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 3 条—第 6 条関係）

ア	イ	ウ
施設の用途	施設の規模	自転車置場の規模
(1) 百貨店、スーパーマーケット、飲食店並びに食料品及び書籍の小売業を営む店舗	店舗等面積が400平方メートルを超えるもの	店舗等面積20平方メートルごとに1台
(2) 銀行等の金融機関及び保険会社	店舗等面積が500平方メートルを超えるもの	店舗等面積25平方メートルごとに1台
(3) パチンコ、アレンジボー	店舗等面積が140平方メートル	店舗等面積 7 平方メートル

ル、ゲームセンター等の遊技場	ルを超えるもの	ごとに1台
(4) 文化教室、学習塾及び集会所		
(5) (1)から(4)までの用途に分類されない施設	店舗等面積が500平方メートルを超えるもの	店舗等面積25平方メートルごとに1台

備考 ウ欄の計算において、1台に満たない端数は切り捨てる。

別表第2 (第7条関係)

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び届出箇所
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、自転車置場の位置並びに隣接する道路の位置
大型店舗等の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法
自転車置場の平面図	縮尺、方位、入口及び出口並びに附帯設備

様式第1号 (第7条関係)

一部改正〔平成24年門真市規則56号〕

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

一部改正〔平成24年門真市規則56号〕

様式第4号 (第11条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第14条関係)

一部改正〔平成10年門真市規則3号・18年9号・19年56号・24年56号〕

様式第7号 (第15条関係)

一部改正〔平成24年門真市規則56号〕